## 平成28年

上尾市教育委員会12月定例会 議案

## 議 案 名

議案第46号	上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改
	正する規則の制定について ]

## 議案第46号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則(昭和35年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の表E区域の項中

大谷小学校 今泉小学校

 大谷小学校
 今泉小学校

 大谷中学校
 西中学校

に改め、同表に次のように加え

を

る。

Γ

K区域	削除		
L区域	削除		
M区域	川一丁目、川二丁目	大谷小学校 大谷中学校	今泉小学校 西中学校
N区域	向山一丁目(1番地から40番地までを除く。)、向山二丁目、向山三丁目(1番地から38番地までを除く。)、向山四丁目、大字向山526番地から561番地まで(532番地を除く。)、大字今泉607番地から609番地まで、大字川323番地から328番地まで、大谷本郷692番地、693番地	大谷小学校	今泉小学校
O区域	向山一丁目1番地から40番地まで、向 山三丁目1番地から38番地まで	大谷小学校 南中学校	鴨川小学校 大谷中学校

附則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

## 提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、大谷地区通学 区域の一部に調整区域を設定することに伴い、所要の改正を行いたいので、 この案を提出する。